

大阪市西区在宅医療・介護連携推進会議開催要領

(目的)

第1条 西区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること等を目的として、西区在宅医療・介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 推進会議における検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療及び介護の提供状況、在宅医療・介護連携に関する取組みの現状把握
- (2) 課題（情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、医療・介護のネットワークづくり、顔の見える関係づくり、住民啓発等）の抽出及び対応策の検討
- (3) 対応策の実施に向けた企画の検討・調整
- (4) その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は大阪市西区役所及び在宅医療・介護の関係者によって構成する。また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

(運営)

第4条 連絡会の運営は、大阪市西区役所保健福祉課で行う。

(部会)

第5条 別表に定めるところにより推進会議に部会を置く。

(守秘義務)

第6条 推進会議の構成員及び出席者は、推進会議で知りえた個人情報を漏らしてはならない。

(施行の細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、大阪市西区役所保健福祉課と一般社団法人大阪市西区医師会事務局が協議の上、別に定める。

附則

この要領は、平成28年6月7日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関連）

名称	在宅医療連絡部会
構成	大阪市西区役所保健福祉課及び在宅医療関係者から選出された者 25名以内
部会長	一般社団法人大阪市西区医師会理事
検討事項	大阪府地域医療構想との整合性に関すること、在宅医療への参入促進に関すること、訪問診療に取り組み始める診療所への支援に関すること、「大阪市高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業」に関すること、在宅医療を専門的に行う診療所に関すること、その他医療関係機関のネットワークづくりに関すること
運営	一般社団法人大阪市西区医師会が中心となって行う

名称	介護関連事業者等連絡部会
構成	大阪市西区役所保健福祉課及び在宅医療・介護の関係者から選出された者 20名以内
部会長	大阪市西区役所保健担当課長
検討事項	医療・介護関係者の情報共有に関すること、医療・介護関係者の研修に関すること、地域住民への普及啓発に関すること、実態調査に関すること、その他在宅医療・介護連携の推進に関すること